

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日、A県A市所在のB会社A造船所（以下「会社」という。）に雇用され、撓鉄工として就労していた。

請求人によれば、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの8年11か月の間、毎日ではないものの請求人が作業を行っていた周辺で、石綿が含まれた材料を取り扱う作業などが行われていたという。

請求人は、平成〇年〇月にC病院において結腸がんの手術を受け、その後、同病院において術後の診断を受けたところ、平成〇年〇月〇日の病理検査により「肺がん」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、石綿にばく露したことにより本件疾病を発症したものであるとして、監督署長に対し療養補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、平成〇年〇月〇日付けで労働局長からじん肺管理区分「管理1、エックス線写真の像：P R 0、療養の要否：否」の決定を受けている。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人には石綿ばく露作業従事歴があり、本件疾病が「原発性肺がん」であることは認められるものの、本件における医証を始め一切の記録について子細に検討するも、請求人に発症した本件疾病が、判断の要件である「石綿による疾病の認定基準について」(平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。)における「石綿小体が乾燥肺重量1g当たり5,000本以上」、石綿繊維の種類別の本数が、「1 μ mを超える石綿繊維は乾燥肺重量1g当たり500万本以上」、「5 μ mを超える石綿繊維は乾燥肺重量1g当たり200万本以上」を始めとした認定基準のいずれの要件にも該当しないことは、決定書理由第2の2の(2)のエ及びオに説示するとおりであり、当審査会としても、その結論を改めるべき理由を見いだすことはできない

(2) なお、請求人らは、請求人の石綿ばく露作業従事期間が10年以上であったと主張するが、当審査会としては、その可能性を完全に否定するものではないものの、本件における一件記録を精査する限り、決定書理由第2の2の(2)のウに説示するとおり、請求人の石綿ばく露作業従事期間は、「8年11か月間」と判断せざるを得ないものである。この点、仮に、請求人の石綿ばく露作業従事期間が10年以上に及んでいたとしても、認定基準に該当しないことは、上記(1)で判断したとおりである。

3 以上のとおりであるので、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認

められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は
妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。